

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療制度に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

北九州市長

## 公表日

平成31年2月6日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	後期高齢者医療システム								
②事務の内容	<p><b>【概要】</b>            後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者等を対象とした医療保険制度である。            後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合（その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合、以下「広域連合」という。）が運営主体となり、市町村と事務を分担して行う。            本市においては、各種申請・届出の受付や被保険者証の引渡し等の窓口業務と保険料の徴収事務を行う。</p> <p>対象となる本市の被保険者は、本市の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と65～74歳の者であって、広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者である。            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は以下のとおり。</p> <p><b>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】</b>            1. 被保険者の資格の管理に関する事務            ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付            ・被保険者証及び資格証明書の引渡し            ・被保険者証及び資格証明書の返還の受付            2. 医療給付に関する事務            ・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し及び返還の受付書の引渡し及び返還の受付</p>								
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	後期高齢者医療システム								
②システムの機能	1. 資格管理機能 (1) 年齢が75歳以上である者等の住民及び同一世帯員の住民基本台帳情報を広域連合に提供する機能 (2) 福岡県後期高齢者医療広域連合標準システム（以下「標準システム」）において作成した被保険者情報を取り込み、管理する機能 (3) 被保険者証（短期証を含む）発行情報を管理する機能 (4) 住所地特例情報を広域連合に提供する機能 (5) 広域連合と資格情報を連携する機能 2. 賦課管理機能 (1) 賦課期日時点の被保険者及び同一世帯員の所得・課税情報を広域連合に提供する機能 (2) 広域連合から提供された保険料情報を取り込み、管理する機能 (3) 年金保険者から国保連合会を経由して送付される年金受給者情報を取り込む機能 (4) 保険料の徴収方法（特別徴収・普通徴収）を決定し、期割計算を実施する機能 (5) 保険料の期割情報を広域連合標準システムに送信する機能 (6) 保険料の特別徴収依頼情報を国保連合会を経由して年金保険者へ提供する機能 (7) 被保険者に保険料納入通知書等を発行する機能 3. 収納管理機能 (1) 収納を管理する機能（納入済通知書、口座振替、特別徴収結果） (2) 消込処理した保険料の収納情報や滞納者情報を広域連合へ送信する機能 (3) 滞納を管理する機能 (4) 口座振替情報を管理する機能								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ○ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ○ ] 宛名システム等</td> <td>[ ○ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ○ ] その他</td> <td>（ 総合収納システム、介護保険システム、生活保護システム ）</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ○ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ○ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム	[ ○ ] その他	（ 総合収納システム、介護保険システム、生活保護システム ）
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ○ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ○ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム								
[ ○ ] その他	（ 総合収納システム、介護保険システム、生活保護システム ）								





<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
後期高齢者医療情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表1の4の項、別表2の24の項、34の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	-
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健福祉局健康医療部保険年金課
②所属長の役職名	保健福祉局健康医療部保険年金課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者、被保険者であった者及びそれらの同一の世帯員
その必要性	正確かつ公平・公正な後期高齢者医療制度に関する事務を迅速に行うため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○識別番号</li> <li>・個人番号及びその他識別情報…対象者を正確に特定するために保有</li> <li>○連絡先等情報</li> <li>・4情報…被保険者証の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有</li> <li>・その他住民票関係情報…世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を保有</li> <li>○業務関係情報</li> <li>・地方税関係情報…所得情報に基づき、保険料額の算定、医療費の自己負担割合、所得区分等を把握するために保有</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報…被保険者資格の得喪に必要なために保有</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報…適正な特別徴収の実施に必要なために保有</li> <li>・年金関係情報…適正な特別徴収の実施に必要なために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健福祉局健康医療部保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 財政局税務部課税課、市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課、保健福祉局地域福祉部介護保険課、保健福祉局総務部保護課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 福岡県後期高齢者医療広域連合 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令による後期高齢者医療の資格・賦課・徴収・給付に関する事務をを正確に遂行するため	
④使用の主体	使用部署	保健福祉局健康医療部保険年金課、各区役所国保年金課、各区役所市民課・出張所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、広域連合に提供し、被保険者情報の提供を受ける。</li> <li>2. 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。</li> <li>3. 年金保険者から入手した年金受給情報を基に特別徴収対象者を決定し、対象者の情報を管理する。</li> <li>4. 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。</li> <li>5. 徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。</li> </ol>	
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基情報と申請内容を突合して被保険者及び同一世帯員を確認する。</li> <li>・地方税関係情報と被保険者及び同一世帯員を突合して所得額を確認する。</li> <li>・年金関係情報と保険料額を突合して特別徴収を決定する。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
①委託内容	システム基盤(オペレーション業務等)	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日立・NTTデータ企業連合	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑥再委託事項	オペレーション業務
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
①委託内容	後期高齢者医療システムの運用保守業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立製作所 九州支社 北九州支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑥再委託事項	運用及び保守業務の一部
<b>委託事項3</b>		
①委託内容	総合収納システムの運用及び保守業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

<b>委託事項4</b>		データエントリー業務
①委託内容		後期高齢者医療 税情報パンチ業務
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		NDSデータソリューションズ 株式会社 北九州センター
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項5</b>		後期高齢者医療保険料納入通知書出力及び発送業務
①委託内容		後期高齢者医療の保険料納入通知書の出力及び発送業務
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		九州総合サービス株式会社 北九州支社
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項6</b>		区役所国保年金課の窓口業務
①委託内容		区役所国保年金課の窓口業務の一部
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社エイジェック(小倉北区役所国保年金課) パーソナルテンプスタッフ株式会社(小倉南区役所国保年金課及び八幡西区役所国保年金課)
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		





<b>移転先2</b>	財政局税務部課税課	
①法令上の根拠	地方税法第20条の11、北九州市個人番号の利用に関する条例	
②移転先における用途	個人市県民税の算定における社会保険料控除(後期高齢者医療保険料の支払額)の適用のため	
③移転する情報	後期高齢者医療保険料納付情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	社会保険料控除適用の対象年度の納付情報に含まれる被保険者及び被保険者であった者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	年次(2月)	
<b>移転先3</b>	保健福祉局健康医療部保険年金課	
①法令上の根拠	北九州市個人番号の利用に関する条例	
②移転先における用途	北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則による施術に要する費用の補助に関する事務	
③移転する情報	被保険者資格情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供依頼のあった都度	
<b>移転先6～10</b>		
<b>移転先11～15</b>		
<b>移転先16～20</b>		
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
保管場所 ※	<北九州市における措置> ・セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、該当システム基盤のサーバログインは、ID/パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ・申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にある鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 ・業務に影響のないデータについては、システム内で定期的に消去処理を実行している。 ・特定個人情報を入手する際に用いた紙の申請・届出書等は、文書管理規程規定に基づく保管期限後に廃棄を行っている。	
<b>7. 備考</b>		
-		

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### ■住所地特例

後期保険者番号,被保険者番号,住所地特例履歴通番,住所地特例管理元市町村コード,住所地特例個人区分コード,住所地特例個人番号,住所地特例氏名カナ(漢字),住所地特例生年月日,住所地特例性別コード,住所地特例適用開始年月日,住所地特例適用終了年月日,住所地特例現都道府県名(漢字),住所地特例現市区町村名(漢字),住所地特例現住所(漢字),住所地特例作成年月日,住所地特例作成時刻,住所地特例予備領域,住所地特例送達区分コード

### ■証情報

後期保険者番号,被保険者番号,証情報履歴通番,証情報地方公共団体コード,証情報保険者番号,証情報管理元市町村コード,証情報個人区分コード,証情報個人番号,証情報証区分コード,証情報被保険者番号(漢字),証情報交付年月日和暦(漢字),証情報氏名カナ(漢字),証情報氏名(漢字),証情報生年月日和暦(漢字),証情報性別(漢字),証情報都道府県名(漢字),証情報市区町村名(漢字),証情報住所(漢字),証情報資格取得年月日和暦(漢字),証情報発効期日年月日和暦(漢字),証情報有効期限年月日和暦(漢字),証情報一部負担金の割合(漢字),証情報保険者番号(漢字),証情報保険者名称(漢字),証情報宛名氏名(漢字),証情報宛名都道府県コード,証情報宛名市区町村コード,証情報宛名町名コード,証情報宛名都道府県名(漢字),証情報宛名市区町村名(漢字),証情報宛名住所(漢字),証情報宛名郵便番号(漢字)

### ■年金情報

年金情報固有番号,年金情報処理年度,年金情報レコード区分コード,年金情報市区町村区分コード,特別徴収義務者コード,回付情報通知内容コード,年金情報予備3領域,年金情報特別徴収制度コード,年金情報作成年月日,年金情報基礎年金番号,年金コード,年金情報予備1領域,年金情報年金受給者生年月日,年金情報年金受給者性別コード,年金情報年金受給者氏名(カナ),年金情報年金受給者氏名(漢字),年金情報郵便番号,年金情報年金受給者住所(カナ),年金情報年金受給者住所(漢字)連結,年金情報各種区分コード,年金情報処理結果コード,年金情報後期移管コード,年金情報予備2領域,年金情報各種年月日,年金情報各種1金額,年金情報各種2金額,年金情報各種3金額,年金情報予備領域,後期保険者番号,被保険者番号,年金証書記号番号,社保地共済区分コード,年金情報年次月次フラグ,年金情報対象者捕捉月,年金情報特別徴収開始期別番号,年金情報特徴中止フラグ,年金情報相手固有番号,被保険者行政区コード,被保険者構成識別コード,被保険者政令広域コード,年金情報修正被保険者番号

### ■参照用税情報

後期保険者番号,税情報管理元市町村コード,税情報個人区分コード,税情報個人番号,税情報相当年度,税情報地方公共団体コード,税情報異動区分コード,税情報更正年月日,税情報更正事由コード,税情報納税者台帳番号,税情報課税非課税区分コード,税情報未申告区分コード,税情報経過措置フラグ,税情報旧ただし書所得優先フラグ,税情報減額対象所得優先フラグ,税情報低1低2判定所得優先フラグ,税情報一部負担割合判定所得優先フラグ,税情報旧ただし書所得額,税情報減額対象所得額,税情報低1低2判定所得額,税情報一部負担割合判定所得額,税情報市町村民税課税所得額,税情報営業所得額,税情報農業所得額,税情報不動産所得額,税情報利子所得額,税情報配当所得額,税情報配当証券投資所得額,税情報外貨建配当所得額,税情報配当(控除無)所得額,税情報給与所得額,税情報公的年金所得額,税情報その他雑所得額,税情報雑所得合計額,税情報総合短期譲渡所得額,税情報総合長期譲渡所得額,税情報一時所得額,税情報総合譲渡一時所得額,税情報給与収入額,税情報専従者収入額,税情報専従者給与額,税情報公的年金収入額,税情報分離短期譲渡一般所得額,税情報分離短期譲渡軽減所得額,税情報分離長期譲渡一般所得額,税情報分離長期譲渡特定所得額,税情報分離長期譲渡軽減所得額,税情報山林所得額,税情報先物取引所得額,税情報未公開株式譲渡所得額,税情報上場株式譲渡所得額,税情報分離短期一般特別控除額,税情報分離短期軽減特別控除額,税情報分離長期一般特別控除額,税情報分離長期特定特別控除額,税情報分離長期軽減特別控除額,税情報繰越純損失額,税情報繰越雑損失額,税情報繰越株式損失額,税情報繰越先物損失額,税情報繰越居住用損失額,税情報居住用損失額

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**■後期高齢個人ファイル**

後期高齢世帯番号,後期高齢氏名(カナ),後期高齢通称名(カナ),後期高齢キー氏名(カナ),後期高齢氏名(漢字),後期高齢通称名(漢字),後期高齢本名通称名区分コード,後期高齢氏名(英字),後期高齢併記用氏名(漢字),後期高齢氏名分類コード,後期高齢外国人コード,後期高齢生年月日年号コード,後期高齢生年月日,後期高齢生年月日設定フラグ,後期高齢性別コード,後期高齢続柄1コード,後期高齢続柄2コード,後期高齢続柄3コード,後期高齢続柄4コード,後期高齢続柄(漢字),後期高齢異動年月日,後期高齢異動届出年月日,後期高齢異動事由コード,後期高齢世帯登録区分コード,後期高齢住民年月日,後期高齢消除年月日,後期高齢都道府県コード,後期高齢市町村コード,後期高齢町名コード,後期高齢現都道府県名(漢字),後期高齢現市町村名(漢字),後期高齢住所(漢字),後期高齢番地(漢字),後期高齢方書(漢字),後期高齢親郵便番号,後期高齢子郵便番号,後期高齢転入前都道府県コード,後期高齢転入前市町村コード,後期高齢転入前都道府県名(漢字),後期高齢転入前市町村名(漢字),後期高齢転入前住所(漢字),後期高齢転入前番地(漢字),後期高齢転入前方書(漢字),後期高齢転入前親郵便番号,後期高齢転入前子郵便番号,後期高齢転出先都道府県コード,後期高齢転出先市町村コード,後期高齢転出先都道府県名(漢字),後期高齢転出先市町村名(漢字),後期高齢転出先住所(漢字),後期高齢転出先番地(漢字),後期高齢転出先方書(漢字),後期高齢転出先親郵便番号,後期高齢転出先子郵便番号,後期高齢国籍コード,後期高齢外国人在留資格コード,後期高齢外国人在留開始年月日,後期高齢外国人在留終了年月日,後期高齢番地区分コード,後期高齢番地,後期高齢号番号,後期高齢枝番号,後期高齢行政区コード,後期高齢方書(カナ),後期高齢現住所市内外区分コード,後期高齢転入前市内外区分コード,後期高齢転出先市内外区分コード,後期高齢構成識別コード,後期高齢政令広域コード,後期高齢地方公共団体コード,後期高齢介護保険者番号,後期高齢介護被保険者番号,後期高齢個人住定年月日,後期高齢世帯住定年月日,後期高齢作成年月日,後期高齢作成時刻,後期高齢予備領域,後期高齢処理区分コード,後期高齢送付予定区分コード

**■送付済個人情報**

送付ファイル作成年月日,送付ファイル作成時間,送付個人通番,送付個人送付用地方公共団体コード,送付個人送付用後期保険者番号,送付個人管理元市町村コード,送付個人個人区分コード,送付個人個人番号,送付個人履歴通番,送付個人世帯番号,送付個人介護保険者番号,送付個人介護被保険者番号,送付個人氏名(カナ),送付個人通称名(カナ),送付個人氏名(漢字),送付個人通称名(漢字),送付個人本名通称名区分コード,送付個人外国人区分コード,送付個人生年月日年号コード,送付個人生年月日,送付個人生年月日設定フラグ,送付個人性別コード,送付個人続柄1コード,送付個人続柄2コード,送付個人続柄3コード,送付個人続柄4コード,送付個人異動年月日,送付個人個人住定年月日,送付個人世帯住定年月日,送付個人異動届出年月日,送付個人異動事由コード,送付個人世帯登録区分コード,送付個人住民年月日,送付個人消除年月日,送付個人現都道府県コード,送付個人現市町村コード,送付個人現町名コード,送付個人行政区コード,送付個人現都道府県名(漢字),送付個人現市町村名(漢字),送付個人現住所(漢字),送付個人郵便番号,送付個人転入前都道府県コード,送付個人転入前市町村コード,送付個人転入前都道府県名(漢字),送付個人転入前市町村名(漢字),送付個人転入前住所(漢字),送付個人転入前郵便番号,送付個人転出先都道府県コード,送付個人転出先市町村コード,送付個人転出先都道府県名(漢字),送付個人転出先市町村名(漢字),送付個人転出先住所(漢字),送付個人転出先郵便番号,送付個人国籍コード,送付個人在留資格コード,送付個人在留開始年月日,送付個人在留終了年月日,送付個人作成年月日,送付個人作成時刻,送付個人予備領域,送付個人送付フラグ,送付個人処理区分コード

**■被保険者広域情報**

後期保険者番号,被保険者番号,被保情報履歴通番,被保情報地方公共団体コード,被保情報保険者番号,被保情報管理元市町村コード,被保情報個人区分コード,被保情報個人番号,被保情報被保険者資格取得事由コード,被保情報被保険者資格取得年月日,被保情報被保険者資格喪失事由コード,被保情報被保険者資格喪失年月日,被保情報被保険者番号適用開始年月日,被保情報被保険者番号適用終了年月日,被保情報氏名カナ(漢字),被保情報生年月日,被保情報性別コード,被保情報現都道府県名(漢字),被保情報現市町村名(漢字),被保情報現住所(漢字)

**■被保険者**

後期保険者番号,被保険者番号,被保険者履歴通番,後期高齢履歴通番,被保情報履歴通番,被保険者異動事由コード,被保険者異動年月日,被保険者資格取得事由コード,被保険者資格取得年月日,被保険者資格喪失事由,被保険者資格喪失年月日,被保険者保険者番号適用開始年月日,被保険者保険者番号適用終了年月日,被保険者管理元市町村コード,被保険者個人番号,被保険者個人区分コード,被保険者住基ネット個人番号,被保険者住基世帯番号,被保険者後期世帯番号,被保険者都道府県コード,被保険者市町村コード,被保険者町名コード,被保険者キー氏名(カナ),被保険者氏名(カナ),被保険者通称名(カナ),被保険者氏名(漢字),被保険者通称名(漢字),被保険者本名通称名区分コード,被保険者氏名(英字),被保険者併記用氏名(漢字),被保険者氏名分類コード,被保険者生年月日年号コード,被保険者生年月日,被保険者性別コード,被保険者都道府県名(漢字),被保険者市町村名(漢字),被保険者住所(漢字),被保険者番地(漢字),被保険者方書(漢字),被保険者親郵便番号,被保険者子郵便番号,被保険者電話番号,被保険者転入元市町村名(漢字),被保険者記載1備考(漢字),被保険者記載2備考(漢字),被保険者記載3備考(漢字),被保険者番地区分コード,被保険者番地,被保険者号番号,被保険者枝番号,被保険者行政区コード,被保険者方書(カナ),被保険者市内外区分コード,被保険者構成識別コード,被保険者政令広域コード,被保険者地方公共団体コード,被保険者外国人在留開始年月日,被保険者外国人在留終了年月日,被保険者外国人在留資格コード,被保険者寝たきりフラグ,被保険者無医地区フラグ,被保険者居所不明フラグ

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <p>1. 被保険者からの入手 申請等の届出において、申請書等の内容や本人確認書類（免許証等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手を防止している。</p> <p>2. 庁内連携からの入手 庁内連携による情報入手については、後期高齢者医療の被保険者資格（年齢が 75歳以上である者等）等要件を満たす対象者のみ抽出し、広域連合標準システムと連携するため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>3. 広域連合からの入手 標準システム窓口端末における措置 ・入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェック（※1）が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所（以下「個人識別情報」という。）と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。 ※1: ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出 力する等の機能のことを指す。</p> <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】</p> <p>1. 被保険者からの入手 被保険者等に記入してもらった申請書等のうち、本市が窓口端末から印刷する様式においては申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないよう、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手を防止している。</p> <p>2. 庁内連携からの入手 庁内連携で入手する情報は、情報資産を保有する他の部署からあらかじめデータ利用承認を受けた項目のみ入手しており、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>3. 広域連合からの入手 標準システム窓口端末における措置 ・入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイス（※1）によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ・被保険者等に記入してもらった申請書等のうち、本市が窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。 ※1: ここでいう指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと標準システム窓口端末間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目（法令等で定められた範囲）でないと、広域連合の標準システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	





4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの秘密保持に関する事項</li> <li>再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項</li> <li>データの複写及び複製の禁止に関する事項</li> <li>事故発生時における報告義務に関する事項</li> <li>情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項</li> <li>データの授受及び搬送に関する事項</li> <li>委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項</li> <li>その他データの保護に関し必要な事項</li> <li>前記各事項の定めに従った場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	業務委託等契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;庁内他部署への移転&gt; 他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っている。</p> <p>&lt;広域連合への移転&gt; 標準システム窓口端末における措置 ・当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ・情報システム管理者は当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。</p>	
その他の措置の内容	媒体により情報を提供する場合、別途、情報取得依頼票による事前の申請を必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		



<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;北九州市における措置&gt; 全職員を対象とした情報セキュリティ研修を年に1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。更に、初任者及びセキュリティ責任者については別途、情報セキュリティに関する研修を年に1回実施している。</p> <p>&lt;標準システム窓口端末における措置&gt; ・委託者に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
-	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館 TEL 093-561-5558
②請求方法	北九州市個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課 TEL 093-582-2415
②対応方法	問い合わせの受付時及びその対応について、記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年7月31日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月21日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項により定める条例(制定予定)	北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表1の4の項、別表2の24の項、34の項	事後	北九州市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年4月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局保健医療部保険年金課	保健福祉局健康医療部保険年金課	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更には当たらない。
平成29年4月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 末若 明	保険年金課長 花田 隆一	事後	人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大な変更には当たらない。
平成29年4月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉局保健医療部保険年金課	保健福祉局健康医療部保険年金課	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更には当たらない。
平成29年4月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入所元	財政局税務部課税課、市民文化スポーツ局市民部区政課、保健福祉局地域支援部介護保険課、保護課	財政局税務部課税課、市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課、保健福祉局地域福祉部介護保険課、保健福祉局総務部保護課	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更には当たらない。
平成29年4月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保健福祉局健康医療部保険年金課	保健福祉局健康医療部保険年金課	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更には当たらない。
平成29年4月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③ 委託先名	株式会社日立製作所 九州支社公共情報システム営業部北九州営業所	株式会社日立製作所 九州支社 北九州支店	事後	会社の名称等の形式的な変更であるため重要な変更には当たらない。
平成29年4月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項により定める条例(制定予定)	北九州市個人番号の利用に関する条例	事後	北九州市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年4月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	保健福祉局保健医療部保険年金課	保健福祉局健康医療部保険年金課	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更には当たらない。
平成29年4月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項により定める条例(制定予定)	北九州市個人番号の利用に関する条例	事後	北九州市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

